

佐井村住民提案型事業募集 !!

あなたのおもいをむらづくりに活かしませんか？

住民のみなさんが日頃から考えている、地域資源をいかしたコミュニティ事業や、地域活動の活性化、地域課題の解決に向けた取り組みに対して、経費の一部を助成します。

【対象となる事業】

- 地域の生活安全活動および環境整備、施設の維持補修など
- 地域活動の活性化を目的とした調査研究、講演会およびイベントの開催など
- 団体の活性化を目的とした調査研究、研修、試験事業など
- 住民および団体などが協働して行うイベントなど

【対象とする経費および助成額】

- 対象経費：講師謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料、備品購入費、委託費など
※ただし、団体の経常的活動経費、構成員の飲食や親睦経費、事業の大部分が備品購入費や委託費の場合は対象外とします。
- 助成額：最高20万円（全体事業費の4／5以内）

【対象団体】

- 地域および行政連絡員を単位とした地区会、町内会、村内に住所を有している産業団体、教育・文化団体、ボランティア団体、NPOなど

【受付期間】

- 4月1日(金)から5月13日(金)まで

【その他】

- 申込必要書類は、住民提案型事業審査申込書・事業概要がわかる書類（図面、予算、写真など）です。詳細については、下記までお問合せください。

【お問合せ】総合戦略課 企画政策係 担当：東出

英会話教室（初級）～生徒募集～

A L T（外国語指導助手）との交流を通して、英会話とアメリカの文化を学んでみませんか。

1. 開催期間 4月13日から、基本的に隔週水曜日（月2回程度）
2. 時間 午後7時から午後8時30分まで
2. 場所 アルサス 2階 会議室
3. 講師 フォーリー デイビット
4. 対象 18歳以上の方
5. 申込み 参加を希望される方は、下記へ連絡ください。

【お問合せ】佐井村中央公民館（教育委員会） ☎ 38-4506

自動車税・自動車取得税の減免について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方もしくは常時介護者が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車（営業用の自動車を除きます。）を利用している場合で、その障がいの程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により自動車税・自動車取得税のうち、一定額の減免を受けることができます。

また、すでに減免を受けている場合には、5月に下北地域県民局県税部から前年度の申請内容が記載された「自動車税減免予定通知書」が郵送されますので、記載内容に変更・誤りがないか確認してください。申請した内容に変更があった場合は、申請事項の変更の手続きが必要です。

自動車税などの減免に関する詳細については、下北地域県民局県税部までお問合せください。

【お問合せ】下北地域県民局県税部納税管理課 ☎ 22-8581（内線210、211）